

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

令和6年2月1日
青森農業協同組合

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)」の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしているお客さまから資金調達の要請を受けた場合には、ガイドラインに則して当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替する融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向も踏まえた上で、検討いたします。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) お客さまとの間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関して、ご理解とご納得を頂けるよう、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額に設定するのではなく、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額を設定するように努めてまいります。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) お客さまから既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、ガイドラインに則して経営者保証の必要性等について再検討を行うとともに、その結果について、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、ガイドラインに則して保証契約の必要性について再検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切かつ柔軟に検討し判断いたします。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、必要に応じて支援専門家と連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案したうえで履行の範囲を決定いたします。

以上